

## 第1回検察庁等契約監視会議議事概要

開催日 平成20年4月11日（金）

場 所 法務省大臣官房会計課会議室

委 員 椎 橋 隆 幸（中央大学法科大学院教授）  
瀬 戸 洋 一（首都大学東京産業技術大学院大学教授）  
太 田 達 也（慶應義塾大学法学部教授）

審議対象契約 検察官署，更生保護官署及び地方入国管理官署において，平成19年10月から同年12月までの間に契約を締結した一般競争入札案件130件及び随意契約（少額随意契約を除く。）案件11件

### 議事等

#### 1 座長の選出

座長 椎橋 隆幸委員

#### 2 今後の議事運営

検察庁等契約監視会議の議事運営について検討がなされ，別添「検察庁等契約監視会議議事運営について」のとおり運用することとされた。

なお，座長から以下について提案がなされ，了承された。

- (1) 各委員は，検討対象契約一覧表（各会議ごとに，それぞれ4か月分の契約を対象としている。）から，契約金額，落札率，入札参加業者数などを勘案し，特に重点的に検討すべき案件をあらかじめ指定することとし，会議当日は，当該案件を中心に検討を行うこと。
- (2) 法務省は，委員から指定された案件に係る契約関係資料等の写しを，会議の開催前までに各委員に配布すること。

#### 3 重点検討対象契約

- (1) フルカラー複合機3台の賃貸借及び保守契約（一般競争入札）  
契約金額 5,515,314円  
支出負担行為担当官 甲府地方検察庁検事正
- (2) 釧路法務総合庁舎採暖用燃料（A重油）購入契約（一般競争入札）  
契約金額 3,131,100円  
支出負担行為担当官 釧路地方検察庁検事正
- (3) 事務用平机等購入契約一式（一般競争入札）  
契約金額 35,231,700円  
支出負担行為担当官 福岡高等検察庁検事長

- (4) 疑わしい取引に関する情報検索システム改修業務請負契約一式（一般競争入札）  
契約金額 7,747,425円  
支出負担行為担当官 最高検察庁検事総長
- (5) 名古屋地方検察庁複写機（高速機5台）購入契約（一般競争入札）  
契約金額 1円  
支出負担行為担当官 名古屋地方検察庁検事正
- (6) 沼田町就業支援センター給食業務委託契約（一般競争入札）  
契約金額 1,962,240円  
支出負担行為担当官（代理） 旭川保護観察所企画調整課長
- (7) 大阪入国管理局庁舎警備業務等委託契約一式（一般競争入札）  
契約金額 27,408,611円  
支出負担行為担当官 大阪入国管理局長
- (8) 入国審査場等における旅客誘導・案内・説明業務請負契約一式（一般競争入札）  
契約金額 14,922,133円  
支出負担行為担当官 東京入国管理局長
- (9) X線デジタル撮影装置購入契約一式（一般競争入札）  
契約金額 13,125,000円  
支出負担行為担当官 入国者収容所大村入国管理センター所長
- (10) 入国手続案内相談等業務委託契約（随意契約）  
契約金額 8,187,275円  
支出負担行為担当官 東京入国管理局長
- (11) 事務系ネットワーク構築及び庁内LANシステム統合に係る設定作業委託契約（随意契約）  
契約金額 13,902,000円  
支出負担行為担当官 大阪入国管理局長

#### 4 質疑

一般競争入札案件である重点検討対象契約（1）から（9）までについては、契約事務の概要、契約対象品目数の算出方法、予定価格の積算方法及び仕様の内容等について質問があり、当該契約の必要性、契約の内容、入札参加業者の状況、予定価格の積算方法及び仕様書の内容等について説明がされた。

重点検討対象契約（10）及び（11）については随意契約であるが、所管公益法人と随意契約を交わしている（10）については、一般競争入札（企画競争）をしたものの応札業者が一業者であり、結果として当該法人と契約を締結した経緯が説明された。また、

（11）は特定業者との随意契約であるが、随意契約理由について、既存システムとの互換性の問題から競争を許さないとして随意契約を締結した旨が説明された。

#### 5 意見具申

今回審議した契約案件については、契約内容等に特段の問題は認められない。

ただし、特に事務用機器や情報システム関係の契約については、入札公告期間や公告

の方法，予定価格の設定方法等について更に検討を加えることで，より安価な契約が実現する余地もあると考えられるので，そうした事項にも十分配慮しつつ，引き続き，適正な契約に努められるようお願いしたい。

6 次回の会議開催

平成20年6月に第2回を実施する。

審議の対象契約については，検察官署，更生保護官署及び地方入国管理官署が平成20年1月から3月までに締結した契約とする。

平成20年4月11日

## 検察庁等契約監視会議の議事運営について

### 1 会議の開催

- (1) 検察庁等契約監視会議（以下「会議」という。）の開催については、法務省大臣官房会計課長の招請により座長が招集する。
- (2) 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- (3) 会議は、年3回開催し、その時期はおおむね6月、10月及び2月とする。
- (4) 会議は、座長が特に必要があると認めるときは、臨時に開催することができる。
- (5) 座長は、やむを得ない事情があるときは、書面による回議をもって、会議の開催に代えることができるものとする。この場合には、次に開催される会議において、その結果を報告するものとする。

### 2 検討の対象とする契約

- (1) 会議は、法務省のホームページにおいて公表されている「契約に係る情報の公表について」中のうち、物品役務等の競争契約及び随意契約に記載された契約を検討の対象とする。
- (2) 各回において検討の対象とする契約は、原則として、6月開催分については12月から3月まで、10月開催分については4月から7月まで及び2月開催分については8月から11月までに締結されたものとする。

### 3 資料の提出・説明

委員は、事務局に対し、契約に関する資料の提出及び説明を求めることができる。

### 4 意見

会議としての意見は、委員の総意によるものとする。

### 5 議事の公表

会議における議事については、事務局においてその概要を取りまとめ、委員の了承を受けた上、法務省のホームページに掲載する。